

令和8年第1回おいらせ町議会定例会 議案書添付参考資料

No.	内 容	頁
1	議案第3号関係 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表（抜粋）	70
2	議案第4号関係 おいらせ町印鑑条例 新旧対照表（抜粋）	71
3	議案第5号関係 おいらせ町火入れに関する条例 新旧対照表（抜粋）	72
4	議案第6号関係 町道の路線認定について 路線図	73

1 議案第 3 号関係

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案							現 行						
別表第 1 (第 3 条関係) 町長の附属機関							別表第 1 (第 3 条関係) 町長の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
おいらせ町地域公共交通会議	略	略	略	略	略	略	おいらせ町地域公共交通会議	略	略	略	略	略	略
おいらせ町空家等対策協議会	(1) 空家等対策の実施に関する事項 (2) おいらせ町空家等対策計画等の策定及び見直しに関する事項 (3) その他町長が必要と認める事項	20人以内	(1) 関係行政機関の職員 (2) 町内の公共的団体の役員及び職員 (3) 学識経験を有する者 (4) 町長 (5) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 町長 (2) 副会長 会長の指名	政策推進課	おいらせ町補助金等評価委員会	略	略	略	略	略	略
おいらせ町補助金等評価委員会	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 議案第 4 号関係

おいらせ町印鑑条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、自ら多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を発行する機能を有するものをいう。)に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、自ら多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を発行する機能を有するものをいう。)に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

3 議案第 5 号関係

おいらせ町火入れに関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れ許可の期間中であっても、強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表され、又は</u>火災警報<u>若しくは林野火災に関する注意報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは</u>火災警報<u>若しくは林野火災に関する注意報</u>が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れ許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は</u>火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報若しくは</u>火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</p>

4 議案第 6 号関係

町道の路線認定について 路線図

